

令和6年度住民税非課税世帯の皆さまへ

物価高騰対応重点支援給付金

(3万円/1世帯・2万円/児童1人)のご案内

- 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯(令和6年度住民税非課税となる世帯)を支援する給付金です。
- 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金対象世帯で、平成18年(2006年)4月2日から令和7年(2025年)6月13日までに出生した児童がいる世帯に対して、児童1人あたり2万円を給付します。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円、児童1人あたり2万円

給付金の支給時期

受理後、3週間から1か月後以降に順次

支給対象と申請の有無

<支給対象と見込まれる世帯>

令和6年12月13日時点でつくば市に住民登録があり、令和6年度住民税非課税になる世帯

※課税者の扶養のみからなる世帯等は支給対象外です。

※詳細は市ホームページをご確認ください

1 令和6年1月1日時点で
つくば市に世帯全員の住民登録がある世帯

2 令和6年1月2日以降に
つくば市へ転入した方がいる世帯

お知らせ対象世帯

手続き不要

令和7年2月末頃から順次発送

申請書の提出必須

申請書の入手方法

1. 市ホームページからダウンロード

※令和7年2月末頃から掲載

2. 市に郵送を依頼

※郵送を希望する場合は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

確認書対象世帯

確認書の返送が必要

令和7年2月末頃から順次発送

返送・申請期限

令和7年6月13日(金)まで ※当日消印有効

令和7年5月26日(月)から6月13日(金)までに出生した児童がいる世帯は

令和7年6月30日(月)まで ※当日消印有効

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください▶

給付金の支給手続き

1 令和6年1月1日時点で行くば市に**世帯全員**の住民登録がある世帯

お知らせ対象世帯

※口座変更等がない場合は**手続き不要**

「給付金に関するお知らせ」は下記のア～ウのいずれかに該当し、かつ、世帯主の口座名義と住民登録の氏名のフリガナが一致する世帯が対象になります。

- ア) 令和6年度(2024年度)「新たな住民税非課税世帯の給付金」を世帯主口座で受給した世帯の中で受給してから世帯の変更(転入者等)がなく、令和6年度(2024年度)住民税非課税世帯であることが行くば市で確認できる世帯。
- イ) 令和5年度(2023年度)住民税非課税世帯の給付金(7万円)を世帯主口座で受給した世帯の中で令和6年度住民税非課税世帯であることが行くば市で確認できる世帯
- ウ) 公金受取口座を世帯主口座で登録しており、令和6年度(2024年度)住民税非課税世帯であることが行くば市で確認できる世帯。

確認書対象世帯

給付金の対象と見込まれる世帯には、行くば市から支給内容や確認事項が書かれた**確認書**を世帯主宛に令和7年2月末頃から順次発送しました。

確認書の内容をご確認いただき、**受給要件を満たす場合のみ**同封の返信用封筒によりご返送ください。

※本人確認書類、通帳の写しの必要の有無については確認書の内容をよくお読みになり、ご確認ください。

2 令和6年1月2日以降に行くば市へ転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請書の提出**が必要です。
- 給付対象世帯に該当する場合のみ、申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに行くば市に郵送または直接窓口にご提出ください。
- 申請書様式は、市ホームページからダウンロードまたは希望者には郵送いたしますので、お問い合わせください。

配偶者やその他の親族等からの暴力(DV)を理由に避難している方へ

DV等を理由に行くば市に避難中で住民票を移すことができない場合であっても、給付金を受給できる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。



物価高騰対応重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください!

行くば市福祉部社会福祉課
申請等についてのお問い合わせ
☎ **029-883-1366**

受付時間 8:45~16:30 ※土・日・祝日を除く



詳細は市ホームページを
ご覧ください。情報は随時
更新しています。

令和6年度

住民税非課税世帯の内
DV等で避難中の皆さまへ

物価高騰対応重点支援給付金

(3万円/1世帯・2万円/児童1人)のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等^{※1}避難中でも受給できる場合があります

- DV等で住民登録のある市区町村以外に避難中の方も、令和6年12月13日時点でつくば市に居住が確認できる世帯においては、物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。(裏面Q&A参照)
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たし、つくば市内在住であれば、受給できる可能性があります。
- 給付金を受給するためには**つくば市への手続きが必要です。**

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合を指します。

支給対象と支給額(3万円/1世帯 児童1人あたり2万円)

- 令和6年12月13日時点でつくば市に居住が確認でき、かつ、世帯全員の令和6年度「**住民税が非課税**」の世帯

申請期間

令和7年6月13日(金)まで ※当日消印有効

令和7年5月26日(月)から6月13日(金)までに出生した児童がいる世帯

令和7年6月30日(月)まで ※当日消印有効

申請先

つくば市福祉部社会福祉課

つくば市福祉部社会福祉課
申請等についてのお問い合わせ

☎029-883-1366

受付時間 8:45~16:30 ※土・日・祝日を除く



詳細は市ホームページを
ご覧ください。情報は随時
更新しています。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください▶

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きをお願いします。
ご不明な点は、つくば市福祉部社会福祉課にご相談ください。

Q DVを受け避難していますが、住民票を異動できていません。
元々の住民票が置いてある世帯の世帯主(配偶者)が給付金を受給しました。
避難中である私は給付金を受給できますか？

A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件
(DV避難中であることの証明、収入要件)を満たせば、つくば市から給付金を受給できる
場合があります。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合は、その書類

Q 配偶者からDVを受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、
ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できる場合があります。

Q DV等避難中であることを証明できる書類がありません。
令和6年12月13日時点で、つくば市に避難しているのであれば、
給付金を受給できますか？

A DV被害により、つくば市内に避難している申出をしていただき、必要書類等^{※2}をご用意の上、
つくば市職員と面談を行います。その後、審査の対象であれば、申請書類をお送りします。
詳しくは、社会福祉課までご連絡ください。

※2 ①本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

②給付金基準日(令和6年12月13日)時点での居住地が確認できる書類(公共料金請求書、居住物件の
賃貸借契約書など)



物価高騰対応重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話
や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談
専用電話(#9110)にご連絡ください。